令和７年（フ）第２５６号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷306番地７　グリーンコーポ根岸101、旧住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1141番地18　朝長ハイツ201号
破産者　犬塚　邑果
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３４４号
福岡市東区下原４丁目15番10―603号　グランデ　アベックス、開始決定時の住所熊本市中央区子飼本町１―22―１ＡＬＩＶＩＯ601（前住所）熊本市南区田迎２丁目８番３号
破産者　坂口　雅臣
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第９３９号
札幌市白石区本通２丁目北７番15―201号、開始決定時の住所札幌市白石区平和通１丁目北４番28―307号
破産者　森田　雅貴
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３４１号
北海道稚内市萩見３丁目14番７号
破産者　松本　一夫
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３８１号
北海道旭川市豊岡１条５丁目５番23号、開始決定時の住所北海道旭川市東旭川町下兵村252番地　医療法人社団圭泉会旭川圭泉会病院
破産者　野原いづみ
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１７８号
北海道河東郡音更町木野大通東14丁目５番地28　マリーンマンション105号
破産者　須田　健斗
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第４０号
神奈川県横須賀市武５丁目２番22号、前住所神奈川県横須賀市粟田２丁目46番22号
破産者　鈴木　啓吾
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第４１号
神奈川県横須賀市武５丁目２番22号、前住所神奈川県横須賀市粟田２丁目46番22号
破産者　鈴木　恵美
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第１１９号
富山県滑川市領家町57番地３、開始決定時の住所富山市金泉寺455番地１
破産者　久郷　　稔
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１３５号
富山県射水市津幡江359番地
破産者　横川　壽寛
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第５号
富山県砺波市狐島288番地
破産者　野原　康雄
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和７年（フ）第２１７号
名古屋市名東区梅森坂５丁目208番地　エクレール梅森坂507号、開始決定時の住所愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地2225
破産者　岡崎　文護
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５１２号
名古屋市中川区柳瀬町３丁目４－１　久田ハウスⅠ106号、住民票上の住所名古屋市中村区井深町７番48号
破産者　佐々木宏幸
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６４１号
大阪府藤井寺市大井３丁目１番22号
破産者　西田みい子
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第６７５号
兵庫県西宮市大島町５番26―102号
破産者　ウッド・ニンフ工芸こと　大田　真人
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第７９０号
北九州市小倉南区中曽根４丁目10番１―511号
破産者　吉田　　誠
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部